

**地域災害医療コーディネーター
マニュアル
「活動の目安」
(第 2 版)**

埼玉県・埼玉県医師会

令和 3 年 4 月

地域災害医療コーディネーターマニュアル「活動の目安」

このマニュアルは、地域災害医療コーディネーターの役割を明らかにすることにより、地域の関係機関との連携強化を促進し、災害時の医療救護活動や保健衛生活動に関するコーディネート活動が円滑に実施できることを目的としている。

なお、このマニュアルは標準的な「活動の目安」として作成するものであり、地域の実情に応じた災害時の保健医療救護対策を検討する際の参考となることを想定している。

1 地域災害医療コーディネーターの役割

災害医療コーディネーターとは、災害のフェーズごとに変化する医療需要に応じて適切な資源の分配を行い、被災者の健康支援の円滑化と被災した医療体制の早期復旧を目指すものである。

地域災害医療コーディネーターは、その知見を基に地域における災害医療コーディネート活動を支える人材である。

例えば、地域の医療資源では対応できないような多数傷病者が発生した時には、外部の保健医療活動チームの応援を求めるための受入れ・派遣調整の「窓口」となり、小児・周産期医療のニーズに関して、災害時小児周産期リエゾンと連携して転院搬送を調整する役割を有する。

災害医療コーディネーターは、コーディネーター1人でできるものではなく、地域の関係機関が連携して対応すべきものである。

そこで、首都直下地震など多数傷病者の発生が見込まれる大規模災害時において、関係機関の連携のもとで保健所機能の充実・強化を図り、地域の保健医療活動を適切に推進するため、原則として二次保健医療圏に1か所「地域災害保健医療対策会議」（以下「対策会議」という。）を設置して検討・準備を進める。

また平時において、地域の医師会をはじめとする医療関係機関や、消防や市町村など行政関係機関を構成員とする「地域災害保健医療調整会議」（以下「調整会議」という。）を設置して、災害時の迅速なコーディネート体制の構築に備える。

地域災害医療コーディネーターは、調整会議に出席し助言等を行うとともに、対策会議が設置された時は会議の構成員として助言者・調整者の立場で活動する。

具体的な活動内容は、**資料1**のとおりである。

2 災害時医療の区域と地域災害医療コーディネーターの活動区域

災害時医療における地域区分は、二次保健医療圏（保健所の管轄区域）とする。

地域災害医療コーディネーターの活動区域は、二次保健医療圏を原則としつつ、災害医療コーディネーターの指定状況や災害拠点病院の配置状況など、地域の実情に応じて活動区域を**資料2**のとおり定める。

なお、地域災害医療コーディネーターの活動地域に複数の災害拠点病院があるときは、地域の代表となる病院をあらかじめ決めておく。

3 地域災害医療コーディネーターの指定方法と指定基準

埼玉県と埼玉県医師会との間で締結した「災害時の医療救護に関する協定書」**資料4**及び「災害時の医療救護に関する協定実施細則」**資料5**に基づき、医師会長の推薦を得て知事が指定する。

コーディネーターは、災害のフェーズごとに適切な知識を有する専門家を指定することが望ましいため、県と県医師会において体制の充実・強化に引き続き取り組む。

また、今後県において、コーディネート活動を支えるロジスティックス体制の整備(災害医療コーディネート研修への医師以外の者の参加促進など)に取り組む。

《推薦・指定の基準》

原則として、次のア～ウのいずれかに該当する者を推薦・指定する。

ア 災害拠点病院の医師 (DMA T有資格者など)

イ 県又は国が実施する災害医療コーディネート研修を修了した医師

ウ ア、イと同等の知識を有する医師

4 その他

地域災害医療コーディネーターの費用弁償や身分保障については、「災害時の医療救護に関する協定実施細則」及び「埼玉県災害医療コーディネーター取扱要領」に基づく他、県と県医師会が協議して別に定める。

5 資料

資料1 地域災害医療コーディネーターの具体的な活動

資料2 地域災害医療コーディネーターの地域区分

資料3 地域災害医療コーディネーター等名簿

資料4 「災害時の医療救護に関する協定書」(平成 19 年 6 月 14 日)

資料5 「災害時の医療救護に関する協定実施細則」(平成 26 年 3 月 4 日)

資料6 「埼玉県災害医療コーディネーター取扱要領」(令和 2 年 8 月 20 日)

資料7 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」
(平成 29 年 7 月 5 日・厚生労働省医政局長等)

資料8 避難所日報 (日本公衆衛生協会／全国保健師長会「災害時の保健活動推進マニュアル」P133～138)

資料9 「災害医療コーディネーター活動要領」及び「災害時小児周産期リエゾン活動要領」について
(平成 31 年 2 月 8 日・厚生労働省医政局地域医療計画課長)

資料10 「埼玉県における災害時保健医療体制の充実・強化に関する取組方針」
(平成 30 年 8 月 16 日・埼玉県保健医療部長決裁)

地域災害医療コーディネーターの具体的な活動

1 災害時における役割

災害時のフェーズごとに推移する保健医療活動を踏まえ、地域の医療関係機関（災害拠点病院、郡市医師会その他医療関係団体、市町村災害対策本部、保健所など）と連携しながら活動する。

主な活動内容は、別紙1（チェックリスト）のとおりである。

《活動のポイント》

(1) 発災直後の対応

ア 発災後の参集

参集の基準は、県災害対策本部の設置基準と同一とする。

（参考）県災害対策本部の設置基準

- ・原則として震度6弱以上の揺れが発生した場合
- ・相当規模の災害が発生した場合（複数の市町村に災害救助法が適用される場合）
- ・相当規模の災害の発生が予想される場合（複数の市町村に災害救助法の適用が予想される場合）
- ・県内に気象等に関する特別警報が発表された場合

※ EMISを災害モードに切替、県ホームページに本部設置情報を掲載

発災直後から「対策会議」設置までの間は、原則として災害拠点病院等を参集・活動場所とする。

※「調整会議」において、地域の実情を踏まえ適切な場所をあらかじめ設定する。

イ 情報の収集

コーディネート活動のために必要な情報を次の方法により収集・分析する。

- ・EMIS（広域災害救急医療情報システム）、埼玉県救急医療情報システム、埼玉県災害オペレーション支援システムの活用
- ・市町村災害対策本部、消防本部、郡市医師会等関係機関との情報共有

※「調整会議」において、共有すべき情報の内容や方法、関係機関の担当者名や連絡先を確認する。

ウ 情報の分析と提供・共有

収集した情報を分析し、地域内の医療資源で十分な医療救護活動が実施できるかどうかを検討の上、地域外から保健医療活動チーム（DMATを除く）を要請すべきと考えられるときは意見書を作成し関係機関（別紙1（チェックリスト）4参照）に提供する。様式の例は別紙2のとおりである。

※「調整会議」において、市町村災害対策本部や保健所への情報提供の方法について確認する。

(2) 「対策会議」設置後から中長期まで

「対策会議」が設置された時は、会議の構成員として助言者・調整者の立場で活動する。

《「対策会議」の主な役割》

- ・DMA T撤収後の医療救護活動の実施・支援
- ・保健衛生活動の円滑な実施・支援
- ・被災した医療資源の復旧に向けた計画（保健医療活動チームの段階的な撤退を含む）の策定と実施・支援など

2 平時における役割

災害時に関係機関と連携してコーディネート活動を円滑に推進するためには、平時ににおいても関係機関の担当者と定期的に情報共有を図り、「顔の見える関係」を構築することが必要である。

主な活動内容は、**別紙3**（チェックリスト）のとおりである。

《活動のポイント》

(1) 「調整会議」への出席

地域における災害時医療を協議するため平時に開催される同会議に出席し、必要な助言を行う。

また、同会議等が主催する災害時医療に関する研修や訓練の円滑な実施に協力する。

3 その他活動上の注意点

(1) 所属団体における地域災害医療コーディネーター活動の位置付け

コーディネーターが所属する病院等のBCPや災害対策マニュアル等において、地域災害医療コーディネーターの活動が位置付けられていることが望ましい。

別紙1

災害時の活動チェックリスト

1 発災直後

- 災害の規模等の把握（収集基準の確認）
- 収集（活動場所）への移動
- 通信手段の確保・確認
- 災害医療コーディネーター相互の連携・役割分担等の確認
- 関係機関への連絡（活動開始の宣言）

2 情報の収集

- (1) EMISの活用
 - 病院の被災状況の把握
 - DMATやDPAT等の活動状況の把握
- (2) 災害オペレーション支援システムの活用
 - 人的被害情報の把握
 - 物的被害（役場庁舎、道路、通信など）の把握
- (3) 救急医療情報システムの活用
 - 各医療機関における患者受入状況の把握
- (4) 市町村災害対策本部等からの情報収集
 - ライフラインの被災状況
 - 避難所や救護所の状況（保健医療活動チームの支援の必要性）
 - 要援護者等の対応状況（保健医療活動チームの支援の必要性）
- (5) 他のコーディネーター等との情報共有
 - 災害時透析医療確保マニュアルに基づく地域ブロック代表との情報交換
 - 災害時小児周産期リエゾンとの情報交換
 - 薬剤師災害リーダーとの情報交換

3 情報の分析

- 今後の医療需要の推移予測
- 地域の医療体制の被災状況の整理
- 地域外の保健医療活動チーム(DMATを除く)の要請の必要性の検討
- 患者の域外搬送の必要性の検討
- 地域外から収集する保健医療活動チーム(DMATを除く)の収集場所と経路、活動場所の検討

4 情報収集・分析結果を踏まえた医療救護活動に対する助言の提供

- 市町村災害対策本部へ
 - 保健所へ
 - 地元医師会へ
 - 県災害対策本部（災害医療コーディネーター）へ
- 「対策会議」設置後は
対策会議へ助言

5 フェーズごとの役割（※下線部分は前フェーズから引き続く役割）

(1) 超急性期（発災直後から「対策会議」の設置（発災後1週間以内）まで）

- 医療救護活動の支援（保健医療活動チームの応需調整）
- 病院避難の支援（D M A T及びD P A T等との連携）
- 救護所設置・避難所評価の支援（保健医療活動チーム、保健師、市町村との連携）
- 小児周産期医療の支援（災害時小児周産期リエゾンとの連携）

(2) 移行期【「対策会議」の取組※】

（「対策会議」の設置・D M A Tの撤収から被災地の保健医療環境の本格的な復旧が始まるまで）

- 地域災害保健医療対策会議への参画（保健所、市町村、地元医師会等との連携）
- 医療救護活動の支援（保健医療活動チームの応需調整）
- 救護所設置・避難所評価の支援（保健医療活動チーム、保健師、市町村との連携）
- 小児周産期医療の支援（災害時小児周産期リエゾンとの連携）
- 医薬品、医療材料等の供給管理（薬剤師会等との連携）
- 精神・心理支援（D P A Tとの連携）
- 歯科衛生・栄養管理の支援（歯科医師、栄養士等との連携）
- D V T対策、感染症対策の支援（保健師等との連携）
- 福祉避難所の支援（保健師、リハビリチーム等との連携）
- 難病患者等の在宅医療の支援（保健師、介護関係者等との連携）

(3) 中長期【「対策会議」の取組※】

- 医療救護活動の支援（保健医療活動チームの応需調整）
- 保健医療活動チームの活動縮小の検討（撤収時期等の協議）
- 救護所設置・避難所評価の支援（保健医療活動チーム、保健師、市町村との連携）
- 避難所集約の検討・助言（保健師、保健医療活動チーム等との連携）
- 小児周産期医療の支援（災害時小児周産期リエゾンとの連携）
- 医薬品、医療材料等の供給管理（薬剤師会等との連携）
- 精神・心理支援（D P A Tとの連携）
- 歯科衛生・栄養管理の支援（歯科医師、栄養士等との連携）
- D V T対策、感染症対策の支援（保健師等との連携）
- 福祉避難所の支援（保健師、リハビリチーム等との連携）
- 難病患者等の在宅医療の支援（保健師、介護関係者等との連携）
- 「対策会議」の終了時期の検討

※ (2)及び(3)は対策会議の構成員として必要な助言や調整を行う。

全てのフェーズにおいて一人のコーディネーターが対応するのではなく、フェーズごとの保健医療ニーズにあった専門家を指定できるよう、県及び県医師会はコーディネート体制の充実・強化に努めていく。

別紙2

保健医療活動チームの派遣要請に関する意見書

地域災害医療コーディネーター名

作成日時 年 月 日 時 分

担当地域（二次保健医療圏名）

担当地域における被害状況と医療救護活動の状況を踏まえると、地域外からの保健医療活動チーム（JMAT、JRATなど）の派遣を要請すべきと思われる所以、地域災害医療コーディネーターとして助言します。

1 現状の分析

- (1) 人的被害の状況
- (2) 医療機関の被災状況
- (3) 医療救護活動の状況

2 今後の見込み

- (1) 人的被害
- (2) 医療機関の被災
- (3) 医療救護活動の状況

3 派遣要請の内容

- (1) 主な活動地区
- (2) 派遣を要請する救護班の種類とチーム数
- (3) 参集拠点

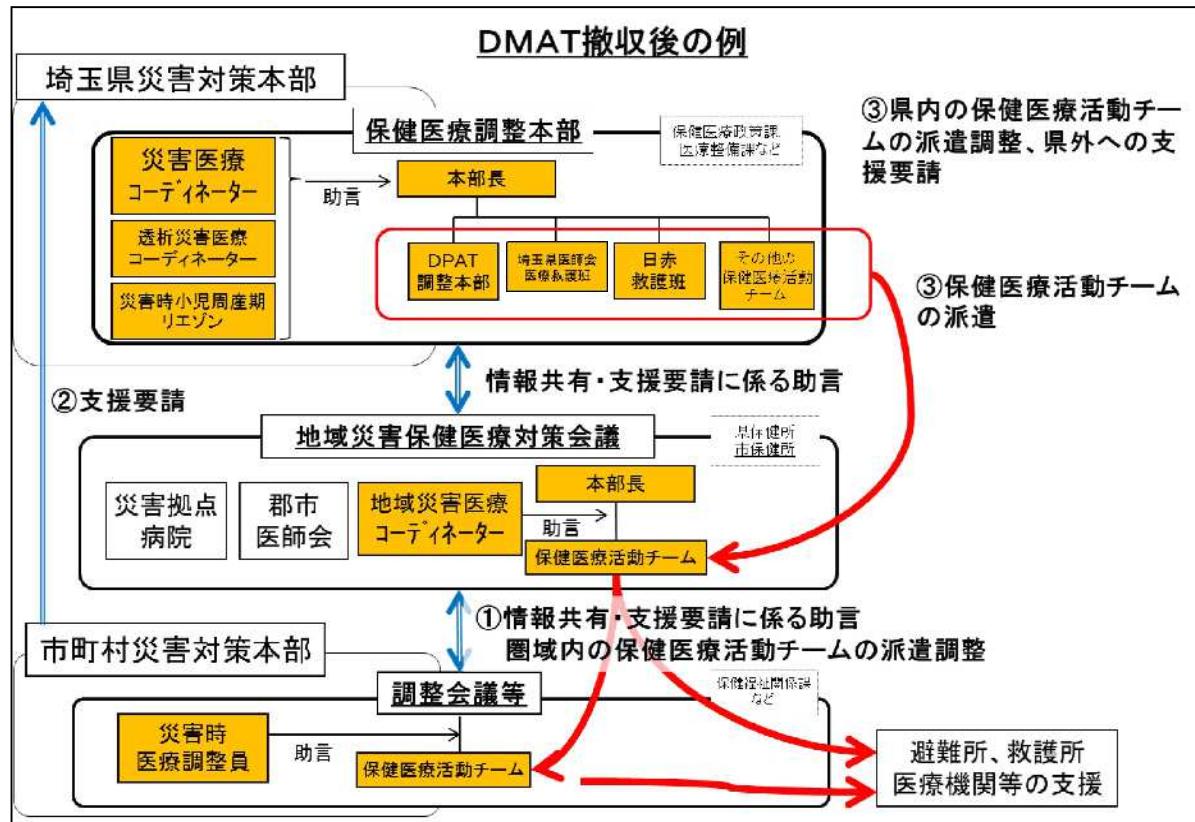
(4) 受入担当機関

- 「対策会議」が設置されるまでは、次の関係機関へ提出する。
 - ・ 市町村災害対策本部
 - ・ 保健所
 - ・ 地元医師会
 - ・ 県災害対策本部（災害医療コーディネーター）
- 「対策会議」設置後は、対策会議（本部長）へ提出する。

別紙3**平時の活動チェックリスト**

- 1 地域における関係機関の担当者（カウンターパート）連絡先や連絡方法等の確認
 - 市町村（市町村災害対策本部）
 - 郡市医師会
 - 保健所
 - 災害拠点病院等
- 2 災害時の活動の参考となる地域情報の収集
 - 地図、航空写真
 - 人口動態統計、保健データ
 - 医療機関や高齢者福祉施設等の一覧表
 - 地域で想定される災害の種類と対策（地域防災計画や被害想定調査など）
 - 市町村が設置する避難所や救護所の一覧表
- 3 「調整会議」への参画
 - 会議における助言
 - 研修会や訓練への協力

参考資料 災害時における情報と保健医療活動チームの流れについて



① 情報共有・支援要請に係る助言、圏域内の保健医療活動チームの派遣調整

地域災害保健医療対策会議と市町村災害対策本部は、EMTIS等を使用して医療機関の被災情報や市町村が設置・運営する避難所・救護所の状況について情報共有する。

地域災害保健医療対策会議（同会議が設置されないときは地域災害医療コーディネーター）は、必要があれば、市町村対策本部に対して保健医療活動に関する助言を行うとともに、二次保健医療圈内における保健医療資源の調整を行う。

② 県への支援要請

市町村災害対策本部から保健医療活動チームの支援要請（派遣要請）は、県災害対策本部（保健医療調整本部）に対して行われる。

③ 県内の保健医療活動チームの派遣調整、県外への支援要請、保健医療活動チームの派遣

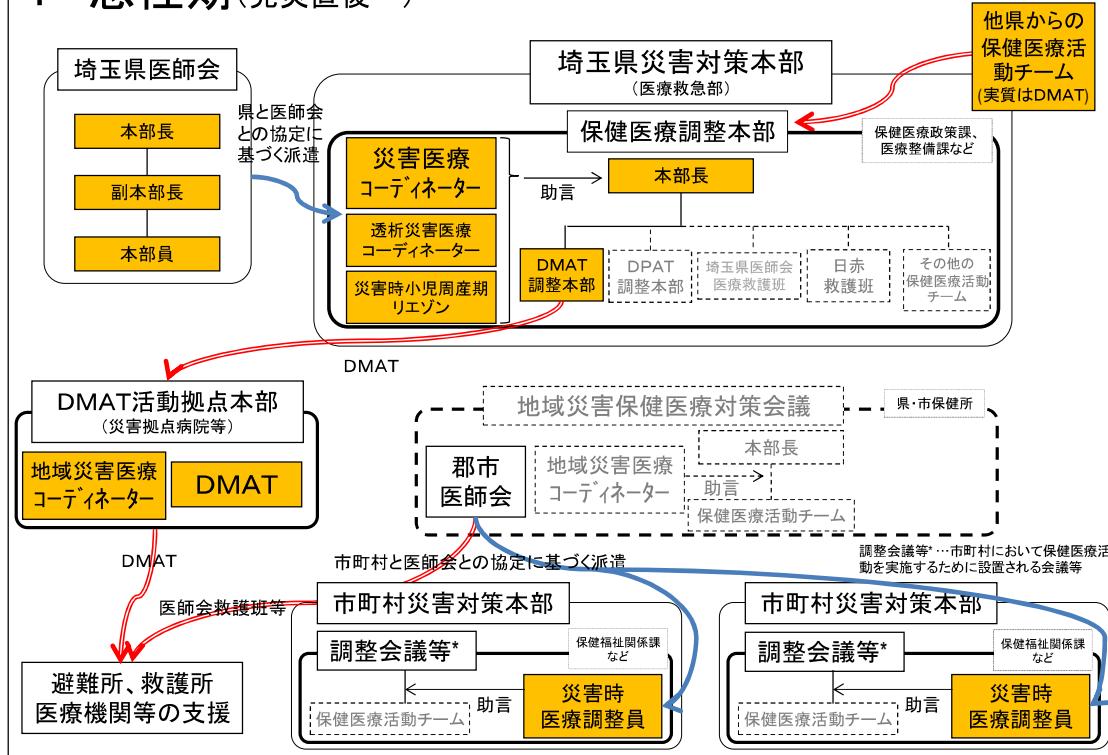
県災害対策本部（保健医療調整本部）は、県内の各地域災害保健医療対策会議の状況を確認の上、県内の保健医療活動チームを被災地へ派遣できないか検討する。

県内で対応できないときは、他県又は国（厚生労働省）と協議の上、支援要請（派遣要請）する。

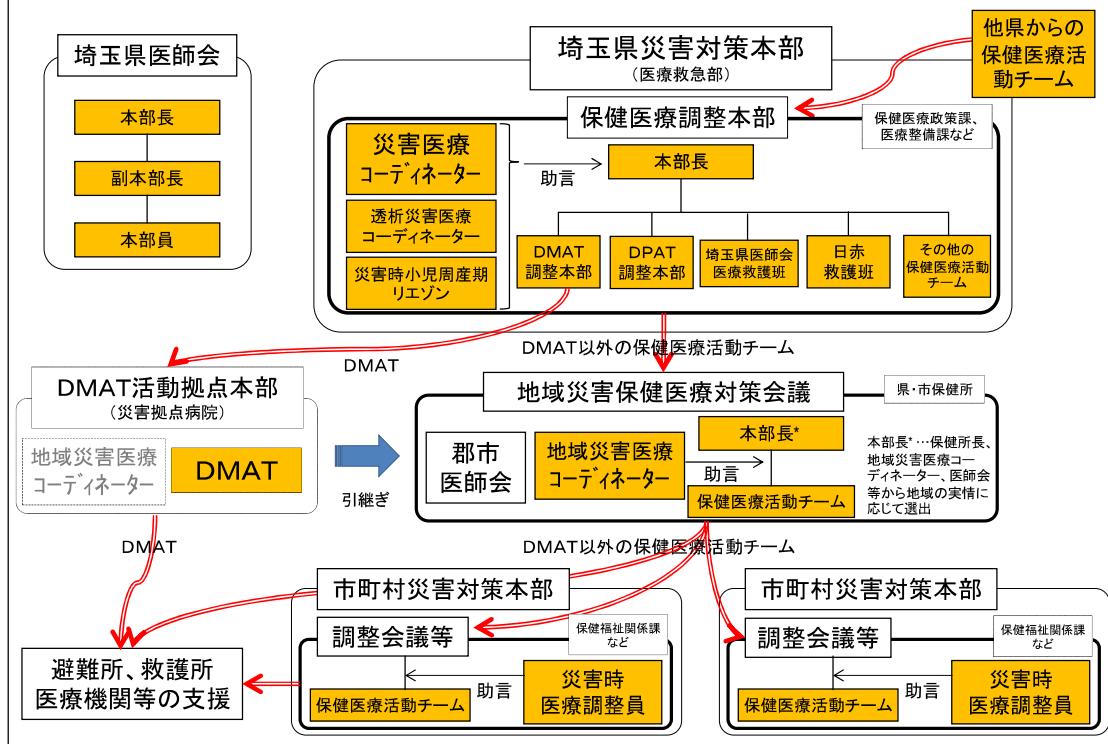
保健医療活動チームの具体的な派遣先や活動内容は、要請のあった市町村の属する地域災害保健医療対策会議が市町村災害対策本部の意向を確認の上、決定する。（可能な場合は、要請があった市町村災害対策本部において派遣先や活動内容を決定する。）

参考資料 災害フェーズごとの保健医療活動体制の推移

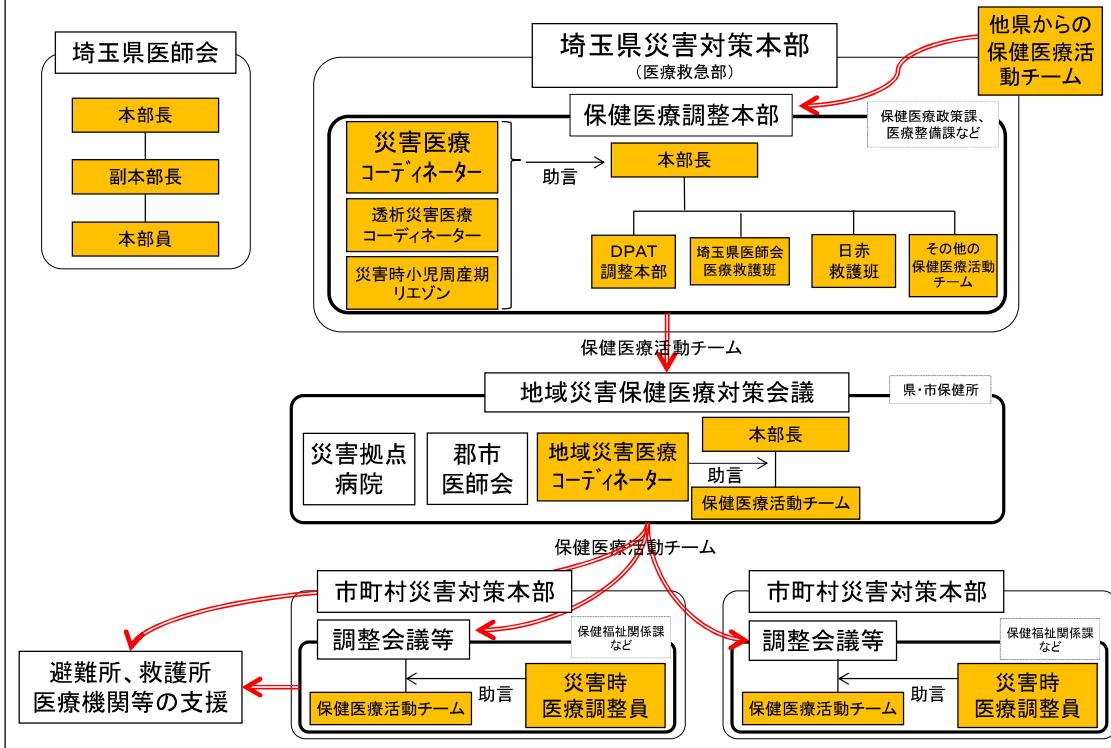
1 急性期(発災直後～)



2 移行期(発災後1週間以内に地域災害保健医療対策会議を設置)



3 中・長期



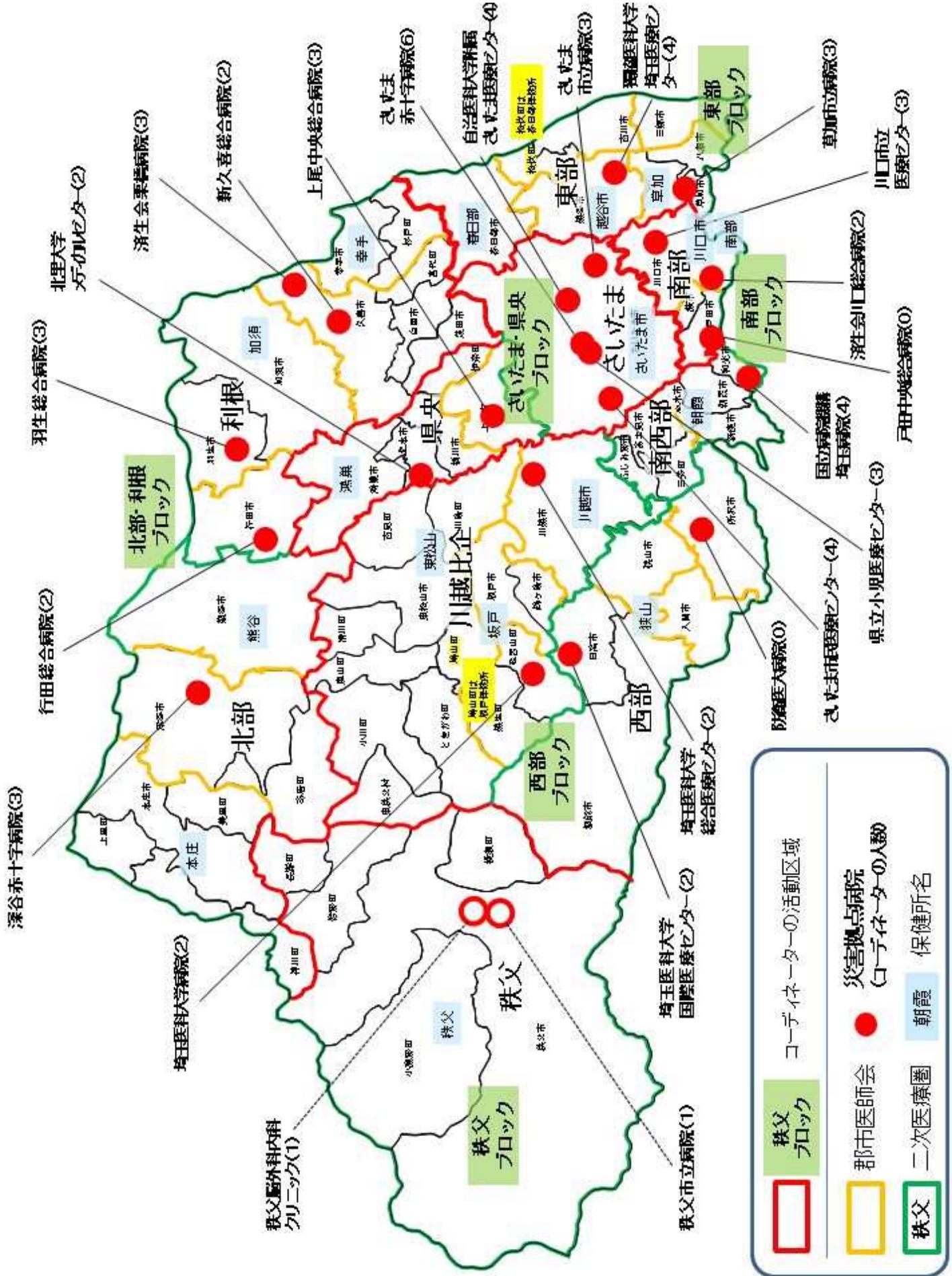
※ 市が設置する保健所については、市の意向を踏まえ今後調整していく。

この参考資料は、単独で保健医療圏を構成していない市の保健所が県の保健所と合同で対策会議を設置する場合を想定して作成した。現在、川口市保健所は南部保健所と、越谷市保健所は春日部保健所と合同で設置している。また、さいたま市は単独でさいたま保健医療圏を構成していることから、市において対策会議（に準ずる会議等）を設置している。

地域災害医療コーディネーターの地域区分

市町村	地域区分	都市医師会	災害拠点病院等	二次保健医療圏	保健所	地域MC	
さいたま市	さいたま・県央 ブロック	浦和 さいたま市与野 大宮 岩槻	・さいたま市立病院 ・さいたま赤十字病院 ・自治医科大学附属さいたま医療センター ・さいたま市民医療センター ・埼玉県立小児医療センター	さいたま	さいたま市	中央	
上尾市		上尾	・上尾中央総合病院	県央	鴻巣		
伊奈町		北足立郡市	—				
桶川市			—				
北本市			・北里大学メディカルセンター				
鴻巣市			—				
川口市	南部ブロック	川口市	・川口市立医療センター ・済生会川口病院	南部	川口市	南部	
蕨市		蕨戸田市	—		南部		
戸田市			・戸田中央総合病院				
川越市	西部ブロック (川越比企) (西部・南西部)	川越市	・埼玉医科大学総合医療センター	川越比企	川越市	西部第二	
東松山市		比企	—		東松山		
滑川町			—				
嵐山町			—				
小川町			—				
川島町			—				
吉見町			—				
ときがわ町			—				
東秩父村			—				
鳩山町			—				
坂戸市		坂戸鶴ヶ島	—	坂戸	坂戸		
鶴ヶ島市			—				
毛呂山町		埼玉医科大学	・埼玉医科大学病院				
越生町			—				
ふじみ野市		東入間	—	南西部	朝霞	西部第一	
富士見市			—				
三芳町			—				
志木市		朝霞地区	—				
朝霞市			—				
新座市			—				
和光市			・国立病院機構埼玉病院				
所沢市	飯能地区	所沢市 防衛医科大学校	・防衛医科大学校病院	西部	狭山		
狭山市		狭山市	—				
入間市		入間地区	—				
日高市		飯能地区	・埼玉医科大学国際医療センター				
飯能市			—				

市町村	地域区分	郡市医師会	災害拠点病院等	二次保健医療圏	保健所	地域MC	
熊谷市	北部・利根 ブロック	熊谷市	—	北部	熊谷	北部 地域	
深谷市		深谷寄居	・深谷赤十字病院				
寄居町			—				
本庄市		本庄市児玉郡	—		本庄		
美里町			—				
上里町			—				
神川町			—				
行田市		行田市	・行田総合病院	利根	加須		
羽生市		北埼玉	・羽生総合病院				
加須市			—				
久喜市		南埼玉郡市	・済生会栗橋病院 ・新久喜総合病院		幸手		
宮代町			—				
白岡市			—				
蓮田市			—				
幸手市		北葛北部	—				
杉戸町			—				
三郷市	東部ブロック	三郷市	—	東部	草加	東部 地域	
草加市		草加八潮	・草加市立病院				
八潮市			—				
吉川市		吉川松伏	—		春日部		
松伏町			—				
春日部市		春日部市	—		越谷市		
越谷市		越谷市	・獨協医科大学埼玉医療センター				
秩父市	秩父ブロック	秩父郡市	(・秩父市立病院) (・秩父脳外科内科クリニック)	秩父	秩父	北部 地域	
横瀬町			—				
皆野町			—				
長瀬町			—				
小鹿野町			—				



地域災害医療コーディネーターネーム簿 令和3年4月1日現在 (敬称略)

指定 No.	所属医療機関	氏名	連絡先 電話番号	メールアドレス
1	さいたま市立病院	小山 卓史		
2		秋間 崇		
3		武田 健太郎		
4	川口市立医療センター	直江 康孝		
5		立花 栄三		
6		坂田 一美		
7	済生会川口総合病院	石戸 保典		
8		光岡 英之		
9	自治医科大学附属 さいたま医療センター	守谷 俊		
10		海老原 貴之		
11		田戸 雅宏		
12		柏浦 正広		
13	さいたま市民医療センター	塩谷 猛		
14		石田 岳史		
15		坪井 謙		
16		西本 創		
17	行田総合病院	濱田 浄司		
18		本間 秀樹		
19	北里大学メディカルセンター	近藤 宏治		
20		中村 和徳		
21	上尾中央総合病院	高橋 宏樹		
22		雨森 俊介		
23		和田 崇文		
24	国立病院機構埼玉病院	配島 功成		
25		服部 純尚		
26		松岡 信広		
27		津和野 伸一		
28	草加市立病院	南 和		
29		中川 恒明		
30		田村 清		
31	さいたま赤十字病院	清田 和也		
32		雨宮 守正		
33		田口 茂正		
34		八坂 剛一		
35		五木田 昌士		
36		江川 裕子		
37		植田 育也		
38	埼玉県立小児医療センター	谷 昌憲		
39		宮本 大輔		

指定 No.	所属医療機関	氏名	連絡先 電話番号	メールアドレス
40	秩父市立病院	島村 寿男		
41	秩父脳外科内科クリニック	西 秀夫		
42	深谷赤十字病院	長島 真理子		
43		石川 文彦		
44		宮嶋 玲人		
45	羽生総合病院	姜 昌林		
46		閔島 俊雄		
47		高橋 晓行		
48	新久喜総合病院	岡崎 幸生		
49		景山 寛志		
50	済生会栗橋病院	太田 吉実		
51		木村 祐也		
52		橋本 和典		
53	獨協医科大学埼玉医療センター	松島 久雄		
54		杉木 大輔		
55		鈴木 光洋		
56		上笛貫 俊郎		
57	埼玉医科大学総合医療センター	平松 玄太郎		
58		園田 健一郎		
59	埼玉医科大学病院	芳賀 佳之		
60		中島 助		
61	埼玉医科大学国際医療センター	根本 学		
62		大谷 義孝		

(県)災害医療コーディネーター

(敬称略)

所属医療機関	氏名	連絡先 電話番号	メールアドレス
水谷医院(さいたま市浦和区)	水谷 元雄		
シナプス埼玉精神神経センター(さいたま市中央区)	丸木 雄一		
さいたま赤十字病院(さいたま市中央区)	田口 茂正		
桃木内科クリニック(さいたま市見沼区)	桃木 茂		
登坂耳鼻咽喉科医院(越谷市)	登坂 薫		

※ 災害医療コーディネーター

災害時に県災害対策本部に参集し、医療機関の被災状況について情報の収集・分析を行い、県内各地域間や県外に対する医療救護班の派遣要請や受入れに係る調整を行うなどして、県が行う災害時医療が円滑かつ効率的に行われるようサポートする役割を担う。

透析医療コーディネーター

(敬称略)

所属医療機関	氏名	連絡先 電話番号	メールアドレス
さいたま赤十字病院(さいたま市中央区)	雨宮 守正		
望星クリニック(さいたま市浦和区)	白井 哲夫		

※ 透析災害医療コーディネーター

災害時に県災害対策本部に参集し、透析医療機関の被災状況について情報の収集・分析を行い、必要な透析医療が迅速かつ的確に提供されるよう県に対して医学的助言を行うとともに、行政機関、医療関係機関等との調整を自ら行う。

なお、県内7ブロックの区域ごとに代表、副代表を設定して、各ブロック内における透析患者の受入調整等を実施することとしている。

地域ブロック代表及び副代表

(敬称略)

地域ブロック・市町村		代表		副代表	
		氏名	所属医療機関	氏名	所属医療機関
第1	さいたま、川口、戸田、蕨	雨宮 守正	さいたま赤十字病院	窪田 研二 大河原 晋	済生会川口総合病院 自治医科大学附属 さいたま医療センター
第2	鴻巣、上尾、桶川、北本、伊奈	児島 憲一郎	上尾中央総合病院	長場 泰	北里大学 メディカルセンター
第3	川越、富士見、ふじみ野、三芳、川島、所沢、狭山、入間、朝霞、志木、和光、新座	小川 智也	埼玉医科大学 総合医療センター	奈倉 勇爾 池田 直史	志木駅前クリニック さやま腎クリニック
第4	東松山、滑川、嵐山、小川、吉見、ときがわ、東秩父、飯能、坂戸、鶴ヶ島、日高、毛呂山、越生、鳩山、秩父、横瀬、皆野、長瀬、小鹿野	中元 秀友	埼玉医科大学病院	岡田 浩一	埼玉医科大学病院
第5	本庄、美里、神川、上里、熊谷、行田、深谷、寄居	岡 治道	岡病院	逸見 憲秋	深谷赤十字病院
第6	加須、羽生、久喜、蓮田、幸手、白岡、宮代、杉戸	杉浦 秀和	済生会栗橋病院	澤口 博 津田 武七	東鷩宮病院 騎西クリニック病院
第7	春日部、草加、越谷、八潮、三郷、吉川、松伏	竹田 徹朗	獨協医科大学 埼玉医療センター	丸山 寿晴	春日部嬉泉病院

災害時小児周産期リエゾン

(敬称略)

診療科	所属医療機関	氏名	診療科	所属医療機関	氏名
新生児科	埼玉医科大学総合医療センター	石黒 秋生	産科	埼玉医科大学総合医療センター	板谷 雪子
		金井 雅代			成田 達哉
		岡 俊太郎			黄 海鵬
		芳賀 光洋			助川 幸
	埼玉県立小児医療センター	閑野 将行		さいたま赤十字病院	高橋 泰洋
		角谷 和歌子			伊藤 朋子
		伊藤 一之	小児科	埼玉医科大学総合医療センター	長田 浩平
		今西 利之			小林 信吾
		川畠 建			森脇 浩一
				さいたま赤十字病院	佐藤 有子
				埼玉県立小児医療センター	田中 学
					谷 昌憲
					岸本 健寛

※ 災害時小児周産期リエゾン

災害時に県災害対策本部に参集し、小児周産期医療に特化して申請時や妊婦等の搬送先や輸送手段の調整、DMA Tへの助言等を行う。

資料4

災害時の医療救護に関する協定書

埼玉県（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、埼玉県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

2 甲は、市町村地域防災計画に基づき市町村が行う医療救護活動について、各市町村が本協定に準じて郡市医師会の協力を得て実施できるよう、必要な調整を行うものとする。

3 乙は、郡市医師会に対し、前項に定める市町村が行う医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

（医療救護計画）

第2条 乙は、甲の要請に基づく医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、前条に規定する医療救護計画に基づき、速やかに医療救護班を編成し救護所等に派遣するものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第4条 医療救護班に対する指揮及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する医療救護班は、甲又は市町村が避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うものとする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（1）傷病者の傷病の程度の判定

（2）傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供

（3）医療機関への搬送の要否及びその順位の決定

（4）死亡の確認及び死体の検案

（5）その他必要な措置

（医療救護班の輸送）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の確保）

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するものほか、原則として甲が確保するものとする。

（搬送先医療機関の確保）

第8条 甲は、乙の協力を得て災害拠点病院のほか必要な搬送先医療機関を確保するよう努めるものとする。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

2 搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に要する経費

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(訓練)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

(他都道府県等からの派遣要請への協力)

第12条 甲が災害時における応援協定等を締結している都道府県等に医療救護班を派遣する必要がある場合には、乙は可能な限りこれに協力するものとする。

2 前項の規定により乙が県外で医療救護活動を行う場合には、その取り扱いについて別の定めがない限りこの協定の規定を準用するものとする。

(細則)

第13条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年 6月14日

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

甲 埼玉県
埼玉県知事 上田清司

さいたま市浦和仲町三丁目5番1号

乙 社団法人埼玉県医師会
会長 吉原忠男

資料5

災害時の医療救護に関する協定実施細則

埼玉県（以下「甲」という。）と一般社団法人埼玉県医師会（以下「乙」という。）とは、平成19年6月14日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定（以下「協定」という。）第13条の規定に基づき、協定の実施に関する取り扱いについて次のとおり定める。

（医療救護計画）

第1条 協定第2条の医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医療救護班の編成計画
- (2) 医療救護班の活動計画
- (3) 医療救護班（他都道府県から派遣された医療救護班を含む）の派遣調整体制
- (4) 郡市医師会と関係機関との通信連絡計画
- (5) 指揮系統
- (6) （甲と共同で実施する）災害医療情報の収集・分析体制
- (7) 医薬品、医療用資器材の確保
- (8) その他必要な事項

（災害医療コーディネーター）

第2条 乙は、事前に災害時に前条に掲げる事務を行う責任者となる予定の者をあらかじめ甲に推薦する。

- 2 甲は、前項により推薦された者を「埼玉県災害医療コーディネーター」に指定し、指定書（様式第1号）を交付する。
- 3 前項により指定を受けた埼玉県災害医療コーディネーターは、埼玉県災害対策本部が設置された場合、同対策本部医療救急部長の要請等を受けて災害時の医療救護の実施にあたるとともに、医療救急部長に対し必要な助言等を行う。

（派遣要請）

第3条 協定第3条の医療救護班の派遣要請は文書（様式第2号及び様式第2号の2）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭あるいは他の手段により要請することができるものとする。

（医療救護活動の報告）

第4条 乙は、協定第3条の規定により医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、次に掲げる書類を甲に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書（様式第3号）
- (2) 班員名簿（様式第4号）
- (3) 医薬品等使用報告書（様式第5号）

（事故報告）

第5条 乙は、協定第3条に基づく医療救護活動において、医療救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第6号）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第6条 協定第10条第1項第1号及び第2号に規定する費用の額は災害救助法施行細則（昭和35年埼玉県規則第26号）及び災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）の定めるところによる。

- 2 協定第10条第1項第3号に規定する扶助費については、災害救助法施行令（昭和2

2年政令第225号)の定めるところによる。

3 協定第10条第1項第4号に規定する費用は、前各項に該当しない費用であって、甲乙協議のうえ甲が弁償することが適當と認められた費用とする。

(費用弁償の請求)

第7条 協定第10条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する費用については、乙が各医療救護班分をとりまとめ、災害救助法施行細則に定める様式又は「費用弁償請求書」(様式第7号)により甲に請求するものとする。

2 協定第10条第1項第3号に規定する扶助費については、支給を受けようとする者が、災害救助法施行細則に定める様式により、甲に請求するものとする。

(支払)

第8条 甲は、前条の規定による費用弁償等について、乙又は扶助金申請者から請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

この細則の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年3月4日

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
甲 埼玉県

埼玉県知事 上田清司

さいたま市浦和区仲町三丁目5番1号
乙 一般社団法人埼玉県医師会

会長 金井忠男



第 号

指定書

○○ ○○ 様

あなたを埼玉県災害医療コーディネーターに
指定します

年 月 日

埼玉県知事 ○○ ○○

様式第2号

第
年
月
号
日

一般社団法人 埼玉県医師会長 様

埼玉県知事

医療救護班の派遣について（依頼）
災害時の医療救護に関する協定第3条の規定により、下記のとおり医療救護班の派遣を
要請します。

記

- 1 派遣地域
- 2 派遣期間
- 3 派遣医療救護班の数

様式第2号の2

第 号
年 月 日

一般社団法人 埼玉県医師会長 様

埼玉県知事

医療救護班の派遣要請の変更について（依頼）

年 月 日付け 第 号により要請した医療救護班の派遣について、下記のとおり内容を変更します。

記

- 1 派遣地域
- 2 派遣期間
- 3 派遣医療救護班の数
- 4 変更の理由

様式第3号

医療救護活動報告書

班名

班長氏名

月日	活動場所	患者数	措置の概要	死体検案数	備考
		人		人	
計					

樣式第4号

班員名簿

班 名

様式第5号

医薬品等使用報告書

班名

品名	規格	数量	単価	金額	備考
計					

様式第6号

事 故 報 告 書

埼玉県知事 様

一般社団法人埼玉県医師会

会長

印

年 月 日から 年 月 日までの医療救護活動において、下記のとおり事故傷病（死亡）者が発生しましたので報告します。

氏 名				性別	男・女	年齢	歳
住 所							
班 名		職種		勤務先			
活動場所							
傷 病 名				程度	重症	中等症	軽症
外来・入院（ 月 日）	医療機関名						
受傷（発病）	日 時	年 月 日 時 分					
	場 所						
死 亡	日 時	年 月 日 時 分					
	場 所						
事故発生時の状況							

様式第7号

費用弁償請求書

年　月　日

埼玉県知事様

一般社団法人埼玉県医師会
会長

印

次の金額を請求します。

金額　円

ただし、　　年　月　日から　　年　月　日までにおける災害時の医
療救護活動に対する費用弁償額

(費用弁償額請求明細書　別紙のとおり)

埼玉県災害医療コーディネーター取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、平成26年3月4日締結「災害時の医療救護に関する協定実施細則」

第2条により規定される「埼玉県災害医療コーディネーター（透析災害医療コーディネーター、地域災害医療コーディネーターを含む。）」（以下、「災害医療コーディネーター」という。）の取扱いについて定める。

(職務)

第2条 災害医療コーディネーターは、平成26年3月4日締結「災害時の医療救護に関する協定実施細則」第2条及び平成31年2月8日付け医政地発0208第2号厚生労働省通知「災害医療コーディネーター活動要領」及び「災害時小児周産期リエゾン活動要領」についてによる「災害医療コーディネーター活動要領」及び平成30年10月5日付け医第379号「災害時保健医療体制の充実・強化について」による「地域災害医療コーディネーターマニュアル「活動の目安」」に基づき活動を行う。

(守秘義務)

第3条 災害医療コーディネーターは、第2条に規定する職務を遂行する上で知り得た秘密、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(指定の解除)

第4条 県は、災害医療コーディネーターが次の各号のいずれかに該当するときは、当該災害医療コーディネーターの指定を解除することができる。

- (1) 自己の都合により、指定の解除を申し出たとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられなくなったとき。
- (3) 前条に規定する義務に違反したとき。
- (4) その他職務の遂行に必要な適格性を欠くと認められるとき。

2 前項の規定によるほか、県は、災害医療コーディネーターが所属する組織の代表者から、当該災害医療コーディネーターの指定の解除の申出があったときは、当該災害医療コーディネーターの指定を解除することができる。

(非常勤職員の任免)

第5条 平成31年2月8日付け医政地発0208第2号厚生労働省通知「災害医療コーディネーター活動要領」及び「災害時小児周産期リエゾン活動要領」についてにおける技術的助言に基づき、大規模災害が発生した場合において、知事は県保健医療調整本部の指定する場所に招集された災害医療コーディネーターを、地方公務員法第3条第3項の規定する特別職非常勤職員に任用する。

2 県が参集を要しないと判断したとき又は第4条により災害医療コーディネーターの指定が解除されたとき、知事は当該災害医療コーディネーターについて特別職非常勤職員の任用を免ずる。

(服務等)

第6条 特別職非常勤職員として職務に従事する災害医療コーディネーターの服務その他の勤務条件については、非常勤職員取扱要綱（昭和50年4月1日人第2号）によるものとする。

(報酬及び費用弁償等)

- 第7条 特別職非常勤職員として職務に従事した場合の災害医療コーディネーターの報酬の支払い及び費用弁償は、「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」(昭和三十一年十月一日条例第三十一号)に基づき、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成十三年三月二十三日告示第三百九十三号)に定める実費弁償の範囲内で行うものとし、災害救助法非適用での任用においてもこれを用いる。
- 2 特別職非常勤職員としての職務における公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」(昭和四十二年十二月二十三日条例第五十一号)による。

(その他)

- 第8条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年8月20日から適用する。

科発0705第3号
医政発0705第4号
健発0705第6号
薬生発0705第1号
障発0705第2号
平成29年7月5日

各都道府県知事 殿

厚生労働省 大臣官房厚生科学課長
医政局長
健康局長
医薬・生活衛生局長
社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について

大規模災害時の被災者に対する保健医療活動に係る体制については、これまで、「災害時における医療体制の充実強化について」(平成24年3月21日医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知。以下「平成24年医政局長通知」という。)等により整備がなされ、救護班(医療チーム)の派遣調整等については平成24年医政局長通知に基づく派遣調整本部、被災都道府県における保健衛生活動を行う保健師チーム等の派遣調整については各都道府県の担当課が行ってきたところである。

平成28年熊本地震における対応に関して、内閣官房副長官(事務)を座長とする平成28年熊本地震に係る初動対応検証チームにより取りまとめられた「初動対応検証レポート」(平成28年7月20日)において、医療チーム、保健師チーム等の間における情報共有に関する課題が指摘され、今後、「被災地に派遣される医療チームや保健師チーム等を全体としてマネジメントする機能を構築すべきこととされた。

こうした点を踏まえ、各都道府県における大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備に当たり、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部を設置することとした。

については、各都道府県における大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備に当たっての留意事項を下記のとおり示すので、今後の体制整備の参考にしてもらうとともに、関係機関への周知をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であること及び内閣府（防災担当）と調整済みであることを申し添える。

記

1. 保健医療調整本部の設置等について

(1) 設置

被災都道府県は、当該都道府県に係る大規模災害が発生した場合には、速やかに、都道府県災害対策本部の下に、その災害対策に係る保健医療活動（以下単に「保健医療活動」という。）の総合調整を行うための本部（以下「保健医療調整本部」という。）を設置すること。なお、当該保健医療調整本部の設置については、当該保健医療調整本部の設置に代えて、既存の組織等に当該保健医療調整本部の機能を持たせても差支えないこと。

また、これまで救護班（医療チーム）の派遣調整等については平成24年医政局長通知に基づく派遣調整本部が行い、被災都道府県における保健衛生活動を行う保健師チーム等の派遣調整については各都道府県の担当課が行ってきたところであるが、保健医療調整本部において、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報連携、保健医療活動に係る情報の整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行うことになるため、派遣調整本部の機能については、保健医療調整本部が担うこととし、派遣調整本部は設置しないこと。

(2) 組織

① 構成員

保健医療調整本部には、被災都道府県の医務主管課、保健衛生主管課、薬務主管課、精神保健主管課等の関係課及び保健所の職員、災害医療コーディネーター等の関係者が参画し、相互に連携して、当該保健医療調整本部に係る事務を行うこと。また、保健医療調整本部には、本部長を置き、保健医療を主管する部局の長その他の者のうちから、都道府県知事が指名すること。

② 連絡窓口の設置

保健医療調整本部は、保健所、保健医療活動チーム（災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社の救護

班、独立行政法人国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム（被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。）をいう。以下同じ。）その他の保健医療活動に係る関係機関（以下単に「関係機関」という。）との連絡及び情報連携を行うための窓口を設置すること。

この場合において、保健医療調整本部は、関係機関との連絡及び情報連携を円滑に行うために必要があると認めるときは、当該関係機関に対し、当該関係機関の担当者を当該窓口に配置するよう求めることが望ましいこと。

③ 本部機能等の強化

保健医療調整本部は、保健医療活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、被災都道府県以外の都道府県等に対し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づき、保健医療調整本部における業務を補助するための人的支援等を求めることが望ましいこと。

また、保健医療調整本部は、保健医療活動を効果的・効率的に行うため、被害状況、保健医療ニーズ等について、厚生労働省災害対策本部（厚生労働省現地対策本部が設置された場合にあっては、厚生労働省現地対策本部。以下この③において同じ。）と緊密な情報連携を行うとともに、保健医療活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、厚生労働省災害対策本部に対し、必要な助言及びその他の支援を求ること。

2. 保健医療活動の実施について

（1）保健医療活動チームの派遣調整

① 保健医療調整本部は、被災都道府県内で活動を行う保健医療活動チームに対し、保健医療活動に係る指揮又は連絡を行うとともに、当該保健医療活動チームの保健所への派遣の調整を行うこと。

なお、災害発生直後においては、人命救助等に支障が生じないよう、保健所を経由せず、被災病院等への派遣の調整を行う等、指揮又は連絡及び派遣の調整（以下「指揮等」という。）について、臨機応変かつ柔軟に実施すること。

② 保健所は、①によって派遣された保健医療活動チームに対し、市町村と連携して、保健医療活動に係る指揮又は連絡を行うとともに、当該保健医療活動チームの避難所等への派遣の調整を行うこと。

- ③ 保健医療調整本部及び保健所は、①及び②の指揮等の実施に当たっては、救急医療から保健衛生等の時間の経過に伴う被災者の保健医療ニーズの変化を踏まえることに留意すること。
- ④ 保健医療調整本部及び保健所は、保健医療活動チームに対し、当該保健医療活動チームが実施可能な活動の内容、日程、体制、連絡先等の情報を予め保健医療調整本部及び保健所に登録し、保健医療調整本部及び保健所の指揮等に基づき活動を行うよう求めること。

(2) 保健医療活動に関する情報連携

- ① 保健医療調整本部及び保健所は、当該保健医療調整本部及び保健所の指揮等に基づき活動を行う保健医療活動チームに対し、適宜、当該保健医療活動チームの活動の内容及び収集した被害状況、保健医療ニーズ等を報告するよう求めること。なお、報告の求めに当たっては、以下の点に留意すること。
 - ア 活動中の報告においては、特に、当該保健医療活動チームが対応することができなかつた保健医療ニーズについて報告するよう求めること。
 - イ 活動後の報告においては、特に、当該保健医療活動チームの保健医療活動を他の保健医療活動チームが引き継ぐに当たって必要な情報を報告するよう求めること。
- ② 保健医療調整本部及び保健所は、当該保健医療調整本部及び保健所の指揮等に基づき活動を行う保健医療活動チームに対し、避難所等での保健医療活動の記録及び報告のための統一的な様式を示すこと。
この場合において、被災者の診療録の様式については、「災害診療記録報告書」(平成27年2月、災害時の診療録のあり方に関する合同委員会)及びその様式(別添1)を、避難所の状況等に関する記録の様式については「大規模災害における保健師の活動マニュアル」(平成25年、日本公衆衛生協会・全国保健師長会)及びその様式(別添2)を参考することが望ましいこと。
- ③ 保健医療調整本部及び保健所は、保健医療活動チームに対し、保健医療活動を効果的・効率的に行うために必要な被害状況、保健医療ニーズ等の情報の提供を行うとともに、保健医療活動チーム間の適切な引き継ぎに資するよう、保健医療活動チームから報告を受けた情報の伝達等を行うこと。
- ④ 保健所は、市町村に対し、保健医療活動を効果的・効率的に行うために必要な被害状況、保健医療ニーズ等の情報の提供を求めるとともに、

保健医療活動チームから報告を受けた情報の伝達等により、避難所の状況等、市町村が把握する必要がある情報の提供を行うこと。

- ⑤ 保健医療調整本部及び保健所は、被害状況、保健医療ニーズ等について、関係機関との緊密な情報連携を行うこと。なお、情報連携の手段としては、平成24年医政局長通知に基づき、保健所管轄区域や市町村単位等で、災害時に保健所・市町村等の行政担当者と地域の医師会等の医療関係者、救護班（医療チーム）等が定期的に情報交換することを目的として、保健所により設置される地域災害医療対策会議等が考えられるこ

と。

（3）保健医療活動に係る情報の整理及び分析

- ① 保健所は、今後実施すべき保健医療活動を把握するため、市町村と連携して、（2）により収集した保健医療活動チームの活動の内容及び被害状況、保健医療ニーズ等の整理及び分析を行うこと。
- ② 保健医療調整本部は、①により各保健所が整理及び分析した情報の取りまとめを行い、保健医療活動の総合調整に活用すること。

(別添1)

災害診療記録

項目は、団および必要記入項目です。

年 月 日

トリアージタグ & 番号	*該当項目に○を付す 赤 黄 緑 黒	番号	トリアージタグ記載者・場所・機関
--------------	-----------------------	----	------------------

*該当性別に○を付す

メディカルID									M F				
フリガナ	*氏名不詳なら個人特定に役立つ状況情報を記載							男	保険者番号				
氏名								女	記号・番号				
生年月日 年齢	*年齢不詳の場合は推定年齢 M T S H 年 月 日()歳							[携帯]電話番号					
住所	自宅								*該当項目に○を付す 健存 半壊 全壊				
住 所	<input type="checkbox"/> 避難所1				<input type="checkbox"/> 知人宅 <input type="checkbox"/> テント <input type="checkbox"/> 車内 <input type="checkbox"/> その他								
	<input type="checkbox"/> 避難所2				<input type="checkbox"/> 知人宅 <input type="checkbox"/> テント <input type="checkbox"/> 車内 <input type="checkbox"/> その他								
職 業					連絡先(家族・知人・その他)				連絡先なし				

【禁忌事項等】

アレルギー

禁忌食物

【特記事項(常用薬等)】

- 抗血小板薬()
- 抗凝固薬 ワーファリン()
- 糖尿病治療薬 インスリン 経口薬
- ステロイド()
- 抗てんかん薬()
- その他()
- 透析
- 在宅酸素療法(HOT)
- 災害時要援護者(高齢者 障害者 乳幼児 妊婦 日本語が不自由
その他())

【フォローアップ】 必要(次の該当項目に○を付す。身体的/精神的/社会的/その他)

傷病名	開始 年 月 日	診察場所	所属 ・医師サイン

□は、□および必要記入項目です。

年 月 日

*該当性別に□を付す

メディカルID								M F					
バイタルサイン等	意識障害: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	呼吸数: _____ /min	脈拍: _____ /min	*該当項目に□を付す 整 不整	血圧: _____ / mmHg	体温: _____ °C							
身長: _____ cm、体重: _____ kg	既往歴	<input type="checkbox"/> 高血圧 <input type="checkbox"/> 糖尿病 <input type="checkbox"/> 喘息 <input type="checkbox"/> その他()											
予防接種歴	<input type="checkbox"/> 麻疹 <input type="checkbox"/> 破傷風 <input type="checkbox"/> インフルエンザ <input type="checkbox"/> 肺炎球菌 <input type="checkbox"/> 風疹 <input type="checkbox"/> その他()						<input type="checkbox"/> 妊娠	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有					

主訴

外傷⇒黄色タグ以上は外傷カルテへ(J-SPEEDは記入)

痛み (頭痛 胸部痛 腹痛 その他: _____)

熱発 _____ 日

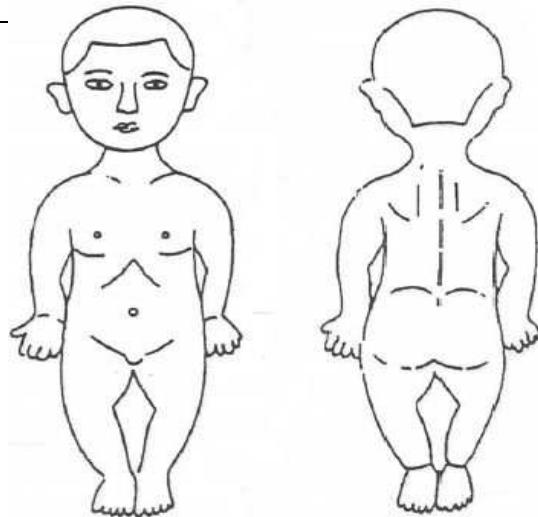
咽頭痛 咳 呼吸苦

食思不振 下痢 _____ 日(水様便、血便)

不眠 めまい

皮膚症状 眼の症状 耳の症状

その他



診断	<input type="checkbox"/> 処置あり <input type="checkbox"/> 処置なし	処方 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
#1	<input type="checkbox"/> 創処置 <input type="checkbox"/> 点滴 <input type="checkbox"/> 注射 *その場の処置としての <input type="checkbox"/> 外用 <input type="checkbox"/> 内服 <input type="checkbox"/> その他	#1

<input type="checkbox"/> 1 男性	<input type="checkbox"/> 7 热傷(皮膚/気道)	<input type="checkbox"/> 13 呼吸器感染症	<input type="checkbox"/> 19 気管支喘息発作	<input type="checkbox"/> 25 治療中断
<input type="checkbox"/> 2 女性	<input type="checkbox"/> 8 濡水	<input type="checkbox"/> 14 消化器感染症	<input type="checkbox"/> 20 災害ストレス諸症状	<input type="checkbox"/> 26 災害関連性なし
<input type="checkbox"/> 3 歩行不能(被災後～)	<input type="checkbox"/> 9 クラッシュ症候群	<input type="checkbox"/> 15 麻疹疑い	<input type="checkbox"/> 21 緊急心理ケア	<input type="checkbox"/> 27
<input type="checkbox"/> 4搬送必要	<input type="checkbox"/> 10 人工透析必要	<input type="checkbox"/> 16 破傷風疑い	<input type="checkbox"/> 22 支援介護/看護	<input type="checkbox"/> 28
<input type="checkbox"/> 5 創傷(臓器)損傷	<input type="checkbox"/> 11 深部静脈血栓症疑	<input type="checkbox"/> 17 皮膚疾患	<input type="checkbox"/> 23 援水・食料	<input type="checkbox"/> 29
<input type="checkbox"/> 6 骨折	<input type="checkbox"/> 12 発熱	<input type="checkbox"/> 18 血圧 >160/100	<input type="checkbox"/> 24 要栄養	<input type="checkbox"/> 30

【記載者】 (医師 看護師 薬剤師 その他)

所属 氏名

は、および必要記入項目です。

* 該当性別に○を付す

メディカルID									M F						
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--------	--	--	--	--	--	--

日時	所見	前頁のJ-SPEED # 26の該当コードを記載	処置・処方	診療場所 ・所属 ・医師等サイン

は、および必要記入項目です。

* 該当性別に○を付

メディカルID								M	F						
---------	--	--	--	--	--	--	--	---	---	--	--	--	--	--	--

日時	所見	2頁のJ-SPEED #3~#26の該当コードを記載	処置・処方	診療場所 ・所属 ・医師等サイン

【転帰】 年 月 日

1帰宅

2転送(手段:

搬送先:

搬送機関:

年 月 日

3紹介先

4死亡(場所:

時刻:

確認者:

)

【災害と傷病との関連】

1有 (□新規 / □悪化 / □慢性疾患増悪)

2無

3わからない

最終診療記録管理者 _____

災害診療記録(外傷、初期評価)(表)

□項目は、団および必要記入項目です。

*該当性別に○を付す

メディカルID												<input checked="" type="checkbox"/> M <input type="checkbox"/> F				
氏名	* 氏名不詳なら個人特定に役立つ状況情報を記載					生年月日 年齢	性別	* 年齢不詳の場合は推定年齢					年 月 日 歳	男 女		
	M	T	S	H												

A 気道 <input type="checkbox"/> 気道の異常有り(□ゴロゴロ音 <input type="checkbox"/> 閉塞 <input type="checkbox"/> 狹窄) → 次ページ「A 気道の異常」項目へ <input type="checkbox"/> 気道開通(正常な発語あり) → 下記「B 呼吸」項目へ																																		
B 呼吸 SpO ₂ % 呼吸数 回/分 努力様呼吸 <input type="checkbox"/> 無 / <input type="checkbox"/> 有 呼吸音の左右差 <input type="checkbox"/> 無 / 有(□右>左 <input type="checkbox"/> 右<左) 皮下気腫の有無 <input type="checkbox"/> 無 / 有(□右 <input type="checkbox"/> 左 <input type="checkbox"/> 両側) 陥没呼吸 <input type="checkbox"/> 無 / <input type="checkbox"/> 有 → 異常なければC項へ、異常あれば次ページ「B・Cの異常」項目へ																																		
C 循環 心拍数 回/分 血圧 / mmHg ショックの徴候 <input type="checkbox"/> 無 / 有(□冷汗 <input type="checkbox"/> 血圧低下 <input type="checkbox"/> 脈の異常) 活動性出血 <input type="checkbox"/> 無 / <input type="checkbox"/> 有 超音波(エコー)検査 <input type="checkbox"/> 所見なし 所見有り(□心嚢 <input type="checkbox"/> モリソン窩 <input type="checkbox"/> 脾周囲 <input type="checkbox"/> ダグラス窩 <input type="checkbox"/> 右胸腔 <input type="checkbox"/> 左胸腔) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 胸部X線写真 血胸・気胸 <input type="checkbox"/> 無 / 有(□右 <input type="checkbox"/> 左 <input type="checkbox"/> 両側) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 骨盤X線写真 不安定型骨盤骨折 <input type="checkbox"/> 無 / <input type="checkbox"/> 有 </div> → 異常なければD項へ、異常あれば次ページ「Cの異常」項目へ																																		
D 中枢神経の機能障害 意識レベル(GCS) E V M 合計 _____ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 33%;">E 4 開眼している</td> <td style="width: 33%;">V 5 時・場所・人を正確に言える</td> <td style="width: 33%;">M 6 命令に応じる</td> </tr> <tr> <td>3 呼びかけて開眼する</td> <td>4 混乱した会話</td> <td>5 痛み刺激を払いのける</td> </tr> <tr> <td>2 刺激で開眼する</td> <td>3 不適当な単語</td> <td>4 痛みに手足を引っ込める</td> </tr> <tr> <td>1 何をしても開眼しない</td> <td>2 無意味な発言</td> <td>3 上肢の異常屈曲</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 発声なし又は挿管中</td> <td>2 四肢の異常伸展</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1 全く動かない</td> </tr> </table> 瞳孔径(右 mm 左 mm) 対光反射(右 左) 片麻痺(<input type="checkbox"/> 無 / <input type="checkbox"/> 有) 「切迫 するD」 <input type="checkbox"/> 無 / 有(□GCS 8点以下、□観察中にGCSで2点以上の低下、□瞳孔不同、 <input type="checkbox"/> 片麻痺、□クッシング徵候) → 異常なければ下記E項へ、異常あれば次ページのD項へ																	E 4 開眼している	V 5 時・場所・人を正確に言える	M 6 命令に応じる	3 呼びかけて開眼する	4 混乱した会話	5 痛み刺激を払いのける	2 刺激で開眼する	3 不適当な単語	4 痛みに手足を引っ込める	1 何をしても開眼しない	2 無意味な発言	3 上肢の異常屈曲		1 発声なし又は挿管中	2 四肢の異常伸展			1 全く動かない
E 4 開眼している	V 5 時・場所・人を正確に言える	M 6 命令に応じる																																
3 呼びかけて開眼する	4 混乱した会話	5 痛み刺激を払いのける																																
2 刺激で開眼する	3 不適当な単語	4 痛みに手足を引っ込める																																
1 何をしても開眼しない	2 無意味な発言	3 上肢の異常屈曲																																
	1 発声なし又は挿管中	2 四肢の異常伸展																																
		1 全く動かない																																
E 保温と脱衣 体温 °C 保温に努め、全身観察 外傷(身体所見)の評価 Cr 圧挫症候群 <input type="checkbox"/> 無 / 有(□四肢の狭圧、□麻痺、□感覚障害、□ポートワイン尿、□高カリウム血症、 <input type="checkbox"/> 心電図異常)																																		
特記事項等(自由記載)																																		
確認時刻 月 日 時 分																																		

災害診療記録(緊急処置と外傷評価)(裏)

項目は、および必要記入項目です。

メディカルID

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

A 気道の異常

- 口腔内吸引 エアウェイ
- 気管挿管 (挿管チューブ 内径 mm cm固定 カフ ml)
- 輪状甲状韌帯切開 (気切チューブ 内径 mm カフ ml)

B・Cの異常

- 酸素投与(L/分)
- 胸腔ドレナージ(右 左 両側 サイズ Fr 吸引圧 cmH2O)
- 気管挿管(挿管チューブ 内径 mm cm固定 カフ ml)
- 人工呼吸(F_{O2} TV ml 換気回数 回/分 PEEP cmH2O)

Cの異常

- 圧迫止血 細胞外液輸液 心電図モニター
- 心嚢穿刺・切開ドレナージ 胸部X線撮影 骨盤X線撮影
- 骨盤シーツラッピング TAE 外科的治療 四肢の循環障害

Dの異常

- 酸素投与(L/分)
- 気管挿管(挿管チューブ 内径 mm cm固定 カフ ml)
- 頭部CT検査

その他の処置

- 末梢ルート①(G 右 左 上肢 下肢) ②(G 右 左 上肢 下肢)
- NGチューブ(Fr cm固定) 尿道バルーンカテーテル Fr
- 動脈ライン(右 左 上肢 下肢) 末梢血検査 血液ガス分析
- 創傷処置()
- 投与薬物()

受傷機転

傷病分類 頭頸部(頭部外傷 頸部外傷 頸椎・頸髄損傷)

顔面(骨折 眼損傷 耳損傷 鼻出血 口腔損傷)

胸部(フレイルチェスト 肋骨骨折(多発) 血胸 気胸)

腹部(腹腔内出血 腹膜炎(腹部反跳痛 筋性防御) 腎・尿路損傷(肉眼的血尿))

四肢と骨盤(両側大腿骨骨折 開放性骨折 脱臼 切断 骨盤骨折(不安定型))

体表(剥皮創 穿通創 挫創 热傷(II度 III度 面積 % 気道熱傷有)

圧挫症候群 胸・腰椎(髄)損傷 低体温 汚染(化学物質 放射線)

その他の傷病名(身体所見) ()

必要な治療・処置

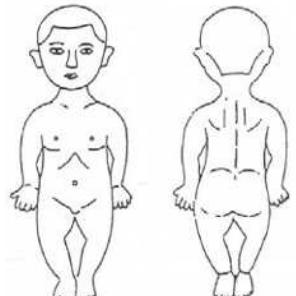
外科的治療(緊急手術を要す、待機的手術を要す) 輸血 動脈塞栓術(TAE)

創外固定 直達牽引 創傷処置 除染(化学物質 放射性物質)

破傷風トキソイド 抗破傷風免疫グロブリン

その他()

診断、特記事項等(自由記載)



(別添 2)

**【埼玉県医療整備課】
避難所日報は資料8を使用すること。**

**避難所情報 日報
(共通様式)**

活動日	記載者(所属・職名)
年 月 日	

避難所活動の目的:

- ・公衆衛生的立場から避難所での住民の生活を把握し、予測される問題と当面の解決方法、今後の課題と対策を検討する。
- ・個人や家族が被災による健康レベルの低下をできるだけ防ぐための生活行動が取れるよう援助する。

避 難 所 の 概 況	避難所名	所在地(都道府県、市町村名)	避難者数 昼: 人 夜: 人	
	電話	FAX	施設の広	
	スペース密度	過密 · 適度 · 余裕	施設の概要図(屋内・外の施設、連絡系統などを含む)	
	交通機関(避難所と外との交通手段)			
組織 や 活 動	管理統括・代表者の情報 氏名(立場) その他			
	連絡体制 / 指揮・命令系統			
	自主組織	有() · 無	避難者への情報伝達手段(黒板・掲示板・マイク・チラシ配布など)	
	外部支援	有(チーム数: , 人数: 人) · 無 有の場合、職種()		
	ボランティア	有(チーム数: , 人数: 人) · 無 有の場合、職種()		
	医療の提供状況 救護所 有 · 無 巡回診療 有 · 無 地域の医師との連携 有 · 無			
	現在の状況			対応
	環境 的 側 面	ライフライン 設備状況と衛生面	電気 不通 · 開通 · 予定()	
			ガス 不通 · 開通 · 予定()	
水道 不通 · 開通 · 予定()				
飲料水 不通 · 開通 · 予定()				
固定電話 不通 · 開通 · 予定()				
携帯電話 不通 · 開通 · 予定()				
生活環境の衛生面		洗濯機 無 · 有(使用可 · 使用不可)		
		冷蔵庫 無 · 有(使用可 · 使用不可)		
		冷暖房 無 · 有(使用可 · 使用不可)		
		照明 無 · 有(使用可 · 使用不可)		
	調理設備 無 · 有(使用可 · 使用不可)			
食事の供給	トイレ 使用不可 · 使用可(箇所)			
	清掃・くみ取り 不良 · 普 · 良			
	手洗い場 無 · 有 手指消毒 無 · 有			
	喫煙所 無 · 有(分煙: 無 · 有)			

**避難所避難者の状況 日報
(共通様式)**

活動日	記載者(所属・職名)
年 月 日	

避難所活動の目的:

- ・公衆衛生的立場から避難所での住民の生活を把握し、予測される問題と当面の解決方法、今後の課題と対策を検討する。
- ・個人や家族が被災による健康レベルの低下をできるだけ防ぐための生活行動が取れるよう援助する。

本日の状態		対応・特記事項				
配慮を要する人	高齢者	人	うち65歳以上	人		
		人	うち要介護認定者数	人		
	妊婦	人	うち妊婦健診受診困難者数	人		
	産婦	人				
	乳児	人				
	幼児・児童	人	うち身体障害児	人		
		人	うち知的障害児	人		
		人	うち発達障害児	人		
	障害者	人	うち身体障害者	人		
		人	うち知的障害者	人		
		人	うち精神障害者	人		
	難病患者	人	うち発達障害者	人		
	在宅酸素療養者	人				
人工透析者	人					
アレルギー疾患児・者	人					
服薬者数	服薬者	人	うち高血圧治療薬	人		
		人	うち糖尿病治療薬	人		
		人	うち向精神薬	人		
	人数の把握	総数	うち 乳児・幼児	うち妊婦	うち高齢者	
	下痢	人	人	人	人	
	感染	人	人	人	人	
	嘔吐	人	人	人	人	
	発熱	人	人	人	人	
	咳	人	人	人	人	
	便秘	人	人	人	人	
食欲不振	人	人	人	人		
頭痛	人	人	人	人		
不眠	人	人	人	人		
不安	人	人	人	人		
防疫的側面	食中毒様症状 (下痢、嘔吐など)					
	風邪様症状 (咳・発熱など)					
	感染症症状、その他					
まとめ	全体の健康状態					
	活動内容					
	アセスメント					
	課題/申し送り					

健康相談票(共通様式)		方法		対象者		担当者(自治体名)				
初回・()回 保管先		・面接 ・訪問 ・電話 ・その他 ()		乳児 幼児 妊婦 産婦 高齢者 障害者 その他()		相談日 _____ 年 ____ 月 ____ 日 時間 _____ 場所 _____				
基本的な状況	氏名(フリガナ)		性別	生年月日			年齢			
			男・女	M・T・S・H 年 月 日			歳			
	被災前住所		連絡先			避難場所				
	①現住所		連絡先			自宅 自宅外:車・テント・避難所 (避難所名:)				
	②新住所		連絡先			家族状況				
	情報源、把握の契機／相談者がいる場合、本人との関係・連絡先					独居・高齢者独居・高齢者のみ世帯 家族問題あり()				
	被災の状況					制度の利用状況				
家に帰れない理由 自宅倒壊・ライフライン不通・避難勧告・精神的要因(恐怖など) その他()					・介護保険(介護度) ・身体障害者手帳(級) ・療育手帳(級) ・精神保健福祉手帳(級) ・その他()					
身体的な状況	既往歴 高血圧、脳血管疾患、 高脂血症、糖尿病、 心疾患、肝疾患、 腎疾患、精神疾患、 結核、難病、 アレルギー、 その他()	現在治療中の病気 高血圧、高脂血症、 糖尿病、心疾患、 肝疾患、腎疾患、 精神疾患、結核、 難病、アレルギー、 その他()	内服薬 なし・あり(中断・継続)		内服薬名()					
			医療器材・器具 在宅酸素・人工透析 その他()		医療機関名 被災前: 被災後:					
			食事制限 なし あり 内容() 水分()		血圧測定値 最高血圧: 最低血圧:					
			現在の状態(自覚症状ごとに発症時期・持続・転帰を記載)			具体的な自覚症状(参考) ①頭痛・頭重②不眠③倦怠感④吐き気⑤めまい⑥動悸・息切れ⑦肩こり⑧目の症状⑨咽頭の症状⑩発熱⑪便秘/下痢⑫食欲⑬体重減少⑭精神運動減退/空虚感/不満足/決断力低下/焦燥感/ゆううつ/精神運動興奮/希望喪失/悲哀感⑮その他				
			日常生活の状況		食事	保清	衣類の着脱	排泄	移動	意思疎通
自立										
一部介助										
全介助										
個別相談活動	相談内容					支援内容				
						今後の支援方針 解決 継続				

(参考資料) 大規模災害時の保健医療活動に係る課題と原因

I 熊本地震における課題と原因

- <課題>
○ 被災都道府県、保健所、保健医療活動チームの間で被害状況・保健医療ニーズ等、保健医療活動チームの活動状況等について情報連携が行われず、保健医療活動が効率的に行われない場合があった。

- <原因>
○ 被災都道府県及び保健所における、保健医療活動チームの指揮・情報連携が不明確で、保健医療活動の総合調整を十分に行うことができなかつた。

II 今後の大規模災害時の体制の整備について

- 被災都道府県に設置された保健医療調整本部において、保健所と連携し、
① 保健医療活動チームに対する指揮又は連絡及び派遣調整
② 保健医療活動チームと情報連携（様式の統一）
③ 収集した保健医療活動に係る情報の整理及び分析を一元的に実施し、保健医療活動を総合調整する体制を整備する。

